

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域に向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人、保育所のホームページに、法人、保育所の理念、基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告等の情報が公開されています。その内容は、社会・地域に対して法人、保育所の役割を明確にするよう努めたものになっています。ホームページでの「悩んだときは力になります」の呼びかけは特に積極的な取り組みと言えます。同一内容のチラシを保育所が入居しているビル内に掲示しています。第三者評価結果を保育所内に掲示しており、苦情・相談の体制については公表していますが、苦情・相談の内容や改善状況等は公表に至っていません。

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 - b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 - c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

経理規程に、事務、経理、取引に関するルールが定められ、権限・責任は職務分担表に明確にされており、規程類はファイル化されて職員に周知されています。定期的に内部監査が実施され適切な事務・経理処理がなされています。内部監査に加え、外部の公認会計士が毎年保育所に来訪しての監査支援の実施により、適切なアドバイスを受けられ、事務改善につなげる体制になっています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

 ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 ウ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

地域との関わりについての基本的な考え方は、法人及び保育所の事業計画と全体的な計画に明記されています。法人理念には、「地域社会と共生していきます」と宣言しており、地域社会に溶け込んだ活動をしていくとしています。活用できる地域資源の情報等は玄関に置いて保護者が閲覧できるようにしています。しかし、コロナ禍の影響もあり、子どもたちは地域の行事に参加できません。子どもの社会性を育てるために大切なプロセスですので、子どもの地域との交流の機会を設ける検討をされることを期待します。

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

【判断基準】

- a) ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢が明示されており、受け入れについての体制が整備されている。
 - b) ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢は明示されているが、受け入れについての体制が十分に整備されていない。
 - c) ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受け入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を働いている。

<コメント>

ボランティアの受け入れや学校教育への協力についての基本姿勢を明文化しています。ボランティアの受け入れについてのマニュアルを整備して、子どもとの交流について、基本的な心構えや注意事項の説明を行い適切な活動ができるように支援しています。中学校、高等学校の生徒の職場体験等を受け入れるなど、学校教育への協力を働っています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

地域に向けた子育て支援事業として定期的に実施している「交流保育」、「園庭開放」、「保育園体験」等の場を活用したり、入園希望者の施設見学や入園相談の機会に地域の福祉ニーズの把握を行っています。交流保育の場では、保護者に「子育てアンケート」を実施して直接意見を聴いています。区の園長会でも地域の福祉ニーズの情報交換が行われています。しかし、地域住民との積極的な交流が十分ではありません。子育て支援関連だけにとどまらず、幅広い福祉ニーズ、生活課題についても把握する取り組みが期待されます。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

子育て支援事業の実施等により把握した地域ニーズにもとづいて、従前の「育児相談」「交流保育」「保育園体験」「園庭開放」等の子育て支援事業に加えて、新たに地域に出向いての「子育てサロン」や「あおぞら保育園」の実施を計画しました。しかし、コロナ禍の影響による地域での活動を自粛せざるを得ず実施ができていません。災害時には、被災した近隣の避難住民にも備蓄品を提供できるように準備をしています。今後は、地域行事に参加するなど地域コミュニティの活性化やまちづくりにも貢献されることを期待します。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

評価対象III 適切な福祉サービスの提供

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28

III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。

- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示されています。全体的な計画や職員心得にも明記されており、職員会議の中で具体的な話し合いをすることで、職員の理解と実践を促しています。ただし、子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」等の策定がなされていません。重要事項説明書に理念、目的、方針が明示され保護者には入園時に話をしていますが、その後は特に理解を図る取り組みは行っていません。

29

III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

c

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
 - b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
 - c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
 - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護については、職員会議等で周知を図り、また研修に参加することで、理解を深める取り組んでいます。日常生活においては、着替えやトイレを男女別にしたり、おもらした時は別室で着替えたり、日常会話においても、子どもや保護者のプライバシーに気を配っています。送迎時に保護者と話をするときも必要に応じてプライバシーが守られる場所に移動しています。子どものプライバシーに配慮した保育がなされていますが、残念ながらマニュアルの整備がなされていません。今後は保護者への周知も期待されます。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料は、施設の写真等を入れ、分かりやすいものにし、ホームページやパンフレットで紹介しています。利用希望者には、個別に丁寧な説明を行い、見学等の希望にも対応しています。今年はコロナウイルス感染予防のため、例年通り部屋に入つての見学ができないため、新たに来園者用の資料を作成し、案内をしています。パンフレットは、公共施設等の多くの人が入手できる場所には置かれておらず、改善が期待されます。

31

III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行ってはいるが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

保護者には入園時に重要事項説明書に基づき説明を行い、同意を得ています。変更する時は、懇談会で説明し保護者の意向に配慮しています。変更事項はお便りで周知し、内容によっては別途文章を作成し承諾をもらっています。現在は、配慮が必要な保護者がいないこともあり、特に配慮が必要な保護者への説明についてのルール化がなされていません。早急にルール化が望まれます。